

## 今後の検討の進め方について(案)

## 宇宙基本計画に係る検討(宇宙基本法第24条)

- 宇宙開発戦略本部は、「宇宙開発利用に関する基本的な計画(宇宙基本計画)」を作成することが必要。
- 同計画については、平成21年5月を目途として作成することを目標に検討することとする。
- また、本年末の平成21年度予算政府原案編成に向け、宇宙開発戦略本部として、11月末を目途として宇宙基本計画の骨子(平成21年度予算に関する提言)を取りまとめることとする。

第二十四条 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画(以下「宇宙基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 宇宙基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針

二 宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に定めるもののほか、宇宙開発利用に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 宇宙基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 宇宙開発戦略本部は、第一項の規定により宇宙基本計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 宇宙開発戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。

7 政府は、宇宙基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 宇宙開発利用体制に係る検討(宇宙基本法附則第3条及び附則第4条)

- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)その他の宇宙開発利用に関する機関の見直しについては、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について、宇宙基本法施行後1年を目途に行うこととされている。当該見直しに当たっては、関係行政機関の見直しが必要な場合が想定されることから、行政組織の在り方等に係る検討を併せて実施することとする。
- 当該検討については、宇宙開発戦略専門調査会の下に、「宇宙開発利用体制検討ワーキンググループ」を設置し、検討を行うものとする。

### 附 則

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等に関する検討)

第三条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。

(宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等の検討)

第四条 政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### — 宇宙基本法附則第2条関連 —

- 宇宙開発戦略本部に関する事務の処理については、現在、内閣官房において実施。
- 宇宙基本法附則第2条において、宇宙基本法施行後1年を目途として、当該事務の処理を内閣府に実施させるための法制の整備等を行うこととされており、その準備を進めることが必要。
- ただし、今後、上記の宇宙開発利用体制に係る検討との関係について要整理。

## 宇宙活動に関する法制に係る検討(宇宙基本法第 35 条)

- 国際約束を実施するために必要な事項等に関する宇宙活動に関する法制については、宇宙基本法の審議において、宇宙基本法施行後 2 年を目途として整備することとされている。
- 当該検討については、宇宙開発戦略専門調査会の下に、「宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ」を設置し、検討を行うものとする。

第三十五条 政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

2 前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする。

(参考:宇宙 4 条約について)

○ **宇宙条約【昭和 42 年発効 同年日本批准】**

大量破壊兵器の地球を回る軌道への打ち上げの禁止、天体の平和利用、自国の宇宙活動に対する国際的責任を有すること(国家の許可、継続的監督)など、宇宙活動についての一般原則を定めたもの

○ **宇宙救助返還協定【昭和 43 年発効 昭和 58 年日本批准】**

宇宙飛行士が事故等により打ち上げ国以外の場所に着陸した場合の救助と宇宙飛行士や宇宙物体の打ち上げ国への送還などについて定めたもの

○ **宇宙損害賠償条約【昭和 47 年発効 昭和 58 年日本批准】**

人工衛星、ロケット等の宇宙物体が引き起こした損害に対して打ち上げ国が無過失責任を負うこと、その損害賠償請求手続などを定めたもの

○ **宇宙物体登録条約【昭和 51 年発効 昭和 58 年日本批准】**

宇宙物体の帰属元の識別のため、国内登録制度の整備、国連へ情報提供などについて定めたもの

→ 上記条約を踏まえ、国内措置として、以下のような国内法の整備が必要。

- ・ ロケット打ち上げ等に係る国の許認可、監督に関する法令
- ・ ロケット打ち上げ等に係る第三者損害賠償に関する法令 等々